

厚生常任委員会 資料

令和4年1月20日（木）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

議案第 1 号 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第18号）・・・ 1

【 その他報告事項 】

新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について （別冊）

【予算議案】

議案第 1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第18号）

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課 名	令和3年度		
		現計予算額	1月補正額	補正後の額
一 般 会 計	福 祉 保 健 課	37,877,986	93,670	37,971,656
	指 導 監 査 ・ 援 護 課	176,327		176,327
	医 療 薬 務 課	4,762,870	298,240	5,061,110
	国 民 健 康 保 険 課	29,530,867		29,530,867
	長 寿 介 護 課	22,742,631	1,584,905	24,327,536
	障 が い 福 祉 課	17,121,007	612,883	17,733,890
	衛 生 管 理 課	2,406,933	438,586	2,845,519
	健 康 増 進 課	28,304,019		28,304,019
	こ ど も 政 策 課	18,694,501		18,694,501
	こ ど も 家 庭 課	6,221,972	57,370	6,279,342
	小 計	167,839,113	3,085,654	170,924,767
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 課 (国民健康保険特別会計)	114,542,975		114,542,975
	こ ど も 家 庭 課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	280,005		280,005
	小 計	114,822,980	0	114,822,980
福祉保健部 合計		282,662,093	3,085,654	285,747,747

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

	感染拡大防止対策の推進	医療・福祉提供体制の確保・充実	新たな日常に応じた生活支援
当初	検査体制の確保 ◆受診相談センター運営費、PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担 等 感染拡大防止対策（設備整備支援等） ◆介護施設等の簡易陰圧装置等の設置、濃厚接触者である子どもの受入れに要する経費、「ガイドライン」の遵守及び「新しい生活様式」の定着促進、児童養護施設等の個室化、感染症対策のかかり増し経費 等 計1,367,774千円	医療提供体制の確保 ◆医療従事者派遣、搬送体制確保、調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築、受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助、軽症者宿泊療養施設の確保・運営等、入院患者宿泊施設患者の自己負担分の公費負担、医療機関・保健所等で使用する防護服整備 等 介護・福祉サービス体制確保 ◆業務負担を軽減するための介護ロボット導入経費、感染者が発生した場合の介護・障がい福祉サービス提供に必要な経費補助 等 ワクチン啓発等 ◆医療従事者等への接種確保、相談体制の確保 相談体制 ◆自殺対策ワンストップ相談会、県民の心身の変調に対応するため電話や訪問による相談体制強化 計16,653,577千円	生活困窮者・ひとり親家庭等支援 ◆福祉系高校の学生への修学資金等貸付金、住居失う恐れのある者に対する住居給付金、子ども食堂等を運営する団体に対する衛生用品等の購入支援、ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助 母子保健医療対策 ◆不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成、妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援 計563,576千円
4月専決			◆生活福祉資金拡充 ◆ひとり親世帯生活支援特別給付金 4月専決 1,257,110千円
4月補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（日向市） 4月補正 154,467千円		
5月専決	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市） 5月専決 2,241,810千円		
5月補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市・都城市・三股町） ◆変異株ウイルス解析機器の導入 等 5月補正 2,219,682千円	◆後方支援病院の確保推進 ◆自宅療養者支援の拡充 ◆市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援 ◆24時間体制対応副反応等コールセンター設置 等	
6月補正	◆飲食店の認証制度の創設、認証に必要な資機材等の支援 ◆救急医療機関等において、コロナ感染疑い患者を受け入れることができるよう必要な設備整備を支援 等	◆各種依存症の自助グループ活動への支援 ◆ワクチン個別接種における診療所及び病院に対する接種回数底上げ支援、病院の接種体制確保に対する支援 ◆ワクチンの接種回数増加のための支援期間延長、県主催の大規模接種の実施、職域接種への支援 6月補正 5,590,601千円	◆生活福祉資金拡充 ◆生活福祉資金の特例貸付金が上限額に達しているなどにより、利用ができない世帯を対象として支援金を支給 等
8月専決補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援 ◆まん防適用による飲食店等及び大規模集客施設への営業時間短縮要請等に伴う協力金等の支援 8月専決・補正 11,564,166千円		
9月補正	◆まん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長による飲食店等への営業時間短縮要請等に伴う協力金等の支援 ◆介護施設等における生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等整備支援 等	◆軽症者等宿泊施設運営、宮崎県重症化予防センター運営等 ◆自宅療養者支援の拡充 9月補正 5,118,396千円	
11月補正	◆PCR等無料検査促進 ◆介護・障がい福祉施設等の感染防止対策支援金	◆新型コロナウイルス外来診療受入医療機関支援 11月補正 4,453,887千円	◆生活福祉資金拡充
1月補正	※ひなた飲食店認証店応援事業（衛生管理課） 438,586千円	1月補正 532,256千円	◆生活困窮者自立支援金支給事業（福祉保健課）10,933千円 ◆生活困窮者支援制度広報強化事業（福祉保健課）74,300千円 ◆自殺対策セーフティネット強化推進事業（福祉保健課）8,437千円

新生活困窮者支援制度広報強化事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナの影響等によって生活に困窮する方々の中には、生活困窮者への支援制度を知らないなどの理由により、必要な支援を受けていない方がいることから、各種の支援制度に関する周知・広報を強化することにより、広く必要な情報を届ける。

2 事業概要

(1) 県民生活支援よろず相談事業 48,137千円

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を含む生活困窮者への支援制度に関して、コールセンターを設置し、各種支援制度の紹介や窓口案内を行う。

(2) 支援制度周知・広報事業 26,163千円

- 生活困窮者特設サイトを開設するとともに、特設サイトにチャットボットを設置することにより、24時間オンラインで生活困窮者への支援制度に関する相談対応を行う。
- 自治会や民生委員、民間の支援団体等を通じて、支援制度に関するチラシを各世帯に広く配布するとともに、テレビCMによる周知を図る。

3 事業費

74,300千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
74,300	0	0

※国庫支出金：地方創生臨時交付金 9,822千円
その他 64,478千円

4 事業効果

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者への支給が促進されるとともに、支援を受けていない方々が必要な情報に接する機会を得ることにより、個々の事情に応じた適切な支援を受けられる。

㊦自殺対策セーフティネット強化推進事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対し、対面等による相談支援体制を拡充するとともに、特に自殺者数が増加している女性や若者を含む生きづらさを抱えた方を対象とした啓発等の情報発信や、県民に身近な方への「気づき・声かけ・見守り」を促すことを目的として今年度始めた「ひなたのキズナ“声かけ”運動」のよりいっそうの浸透を図ることにより、自殺を防止するための対策の強化を図る。

2 事業概要

自殺対策ワンストップ相談会の複数回開催、夜間自殺電話予防相談の相談員募集に係る広報の強化など相談体制の拡充を図るとともに、女性や若者を含む生きづらさを抱えた方を対象とした情報発信や啓発の強化に加え、「ひなたのキズナ“声かけ”運動」のよりいっそうの浸透を図るため、各種団体や事業者等による「推進大会（仮）」の開催、県民ひとりひとりが活動するための「手引き（仮）」や動画を作成し研修を実施するなどにより、県民運動の輪を広げていく。

3 事業費

8,437千円

(財源内訳)

(千円)

補正前 の額	補正額 (要求額)	財源内訳			補正後 の額
		国庫支出金	そ の 他	一般財源	
11,450	8,437	8,437	0	0	19,887

※国庫支出金：地方創生臨時交付金 2,110千円

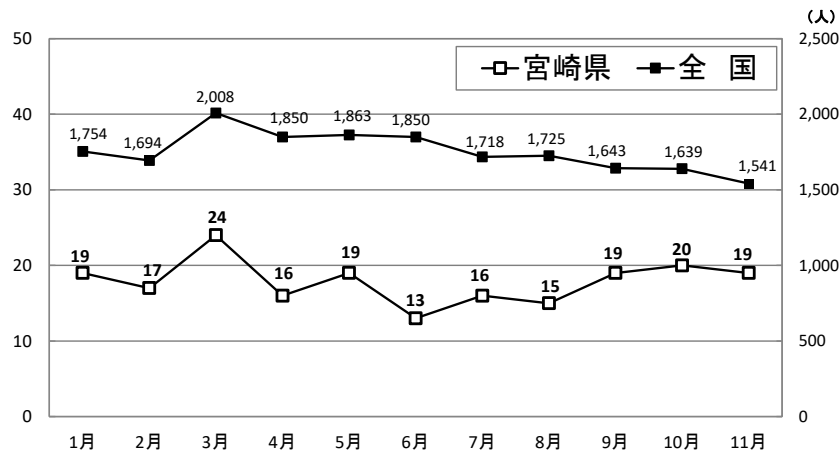
その他 6,327千円

4 事業効果

相談体制の充実や広報の強化を図ることで、自殺リスクを抱える方を適切な相談機関へつなげることにより、自殺の防止が図られる。

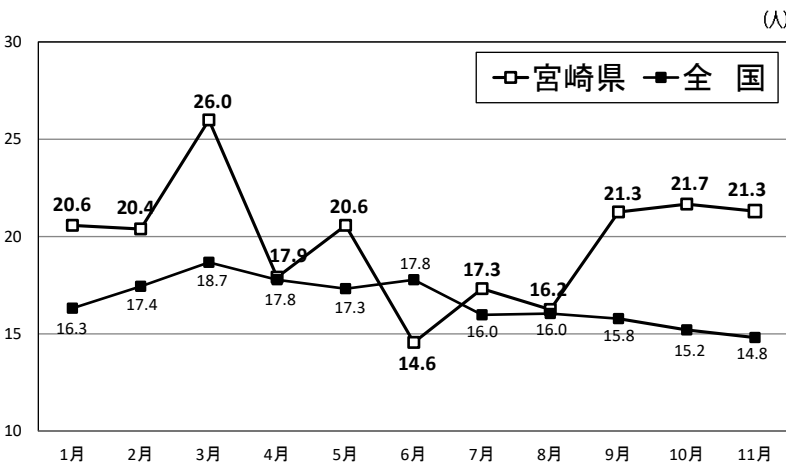
令和3年の自殺者数及び自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)(1~11月)
(警察庁自殺統計暫定値、発見地・発見日ベース)
* 12月速報値は、1月下旬に公表される予定

■全国と本県の自殺者数の推移



(宮崎県) 197人、去年同期比 17人(約7.9%)減
(全国) 19,285人、去年同期比 101人(約0.5%)減

■全国と本県の年率換算した自殺死亡率(当月の自殺者数を年間の自殺者数に換算して算出した自殺死亡率)の推移



【参考】令和2年の自殺死亡率(厚生労働省人口動態統計概数、死亡日・住所地ベース)
(宮崎県) 20.5人(全国ワースト2位)
(全国) 16.4人

■本県の年齢別、男女別自殺者数

- ・ 全体では、50歳代などが増加、30・60歳代、80歳以上などが減少
- ・ 男性は横ばい、女性は17名減少
- ・ 男性では、40・50歳代などが増加、30・60歳代・80歳以上などが減少
- ・ 女性では、30・40・60歳代などが減少

(単位:人)

年齢	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳	全体
自殺者数(総数)	9	18	19	28	31	24	26	42	0	197
対前年比	+2	+1	-12	+1	+9	-10	-2	-6	0	-17
【内訳】男	7	12	16	22	25	19	18	25	0	144
対前年比	+2	0	-4	+7	+8	-4	-1	-8	0	0
【内訳】女	2	6	3	6	6	5	8	17	0	53
対前年比	0	+1	-8	-6	+1	-6	-1	+2	0	-17

* 警察庁自殺統計暫定値を独自集計したもの

⑧看護・介護職員等処遇改善事業

医療薬務課
長寿介護課
障がい福祉課
こども家庭課

1 目的・背景

看護や介護等の現場で働く職員の賃金引上げについて、令和4年2月から実施するための経費を対象施設等に補助する。

2 事業概要

(1) 補助対象期間

令和4年2月から9月まで

(2) 対象職種

看護職員、介護職員、障がい福祉職員、社会的養護従事者

(3) 事業内容

対象職種・人数	対 象 施 設 等	賃金の引上げ幅	予算額(千円)
看護職員 8,000人	一定の救急医療を担う 医療機関	収入の1%程度 (月額 4,000円)	298,240
介護職員 21,500人	介護サービス施設・事業所	収入の3%程度 (月額 9,000円)	1,548,000
障がい福祉職員 8,000人	障がい福祉サービス施設・ 事業所		576,000
社会的養護従事者 550人	児童養護施設等の社会的 養護施設		57,370
事 務 費			73,788

3 事業費

2,553,398千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
2,553,398	0	0

4 事業効果

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化対応の最前線において働く看護・介護職員等の処遇改善が図られる。

新ひなた飲食店認証店応援事業

衛生管理課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定を受け、県の方針として、感染拡大時にも感染防止対策を実施することで営業を継続し、経済との両立を図ることを目的に飲食店認証制度の更なる普及・拡大を図る必要がある。そのため、認証制度導入にあたってのインセンティブとなるよう、支援措置（プレミアム付食事券）を実施することで、認証店舗の更なる拡大、感染防止対策の底上げを図り、コロナ禍においても、利用者が安心できる環境の整備と地域経済の活性化を図る。

2 事業概要

ひなた飲食店認証店で使用できる30%プレミアム付電子食事券の発行事業

発行総額	1,365,000千円
1セット当たりの券面総額	6,500円（販売額5,000円）
発行セット数	21万セット
対象店舗数	7,000店舗（現在約4,500店舗）

3 事業費

438,586千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他	一般財源
438,586	0	0

※国庫支出金：地方創生臨時交付金

4 事業効果

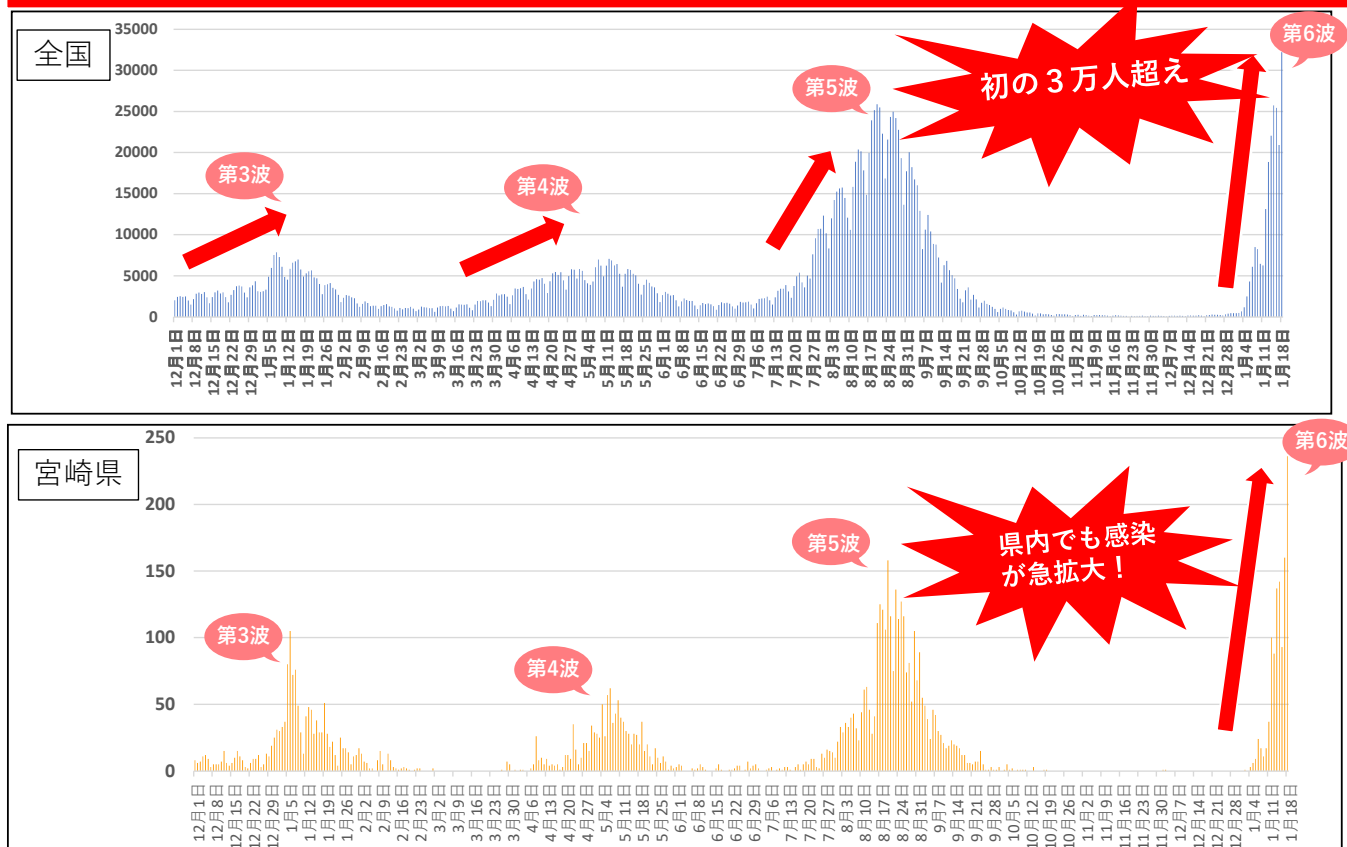
ひなた飲食店認証店の普及拡大及び感染防止対策に役立つキャッシュレス決済の普及により、多くの飲食店で感染防止対策が図られ、利用者が安心して飲食できる環境が整備される。



【その他報告】

新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について

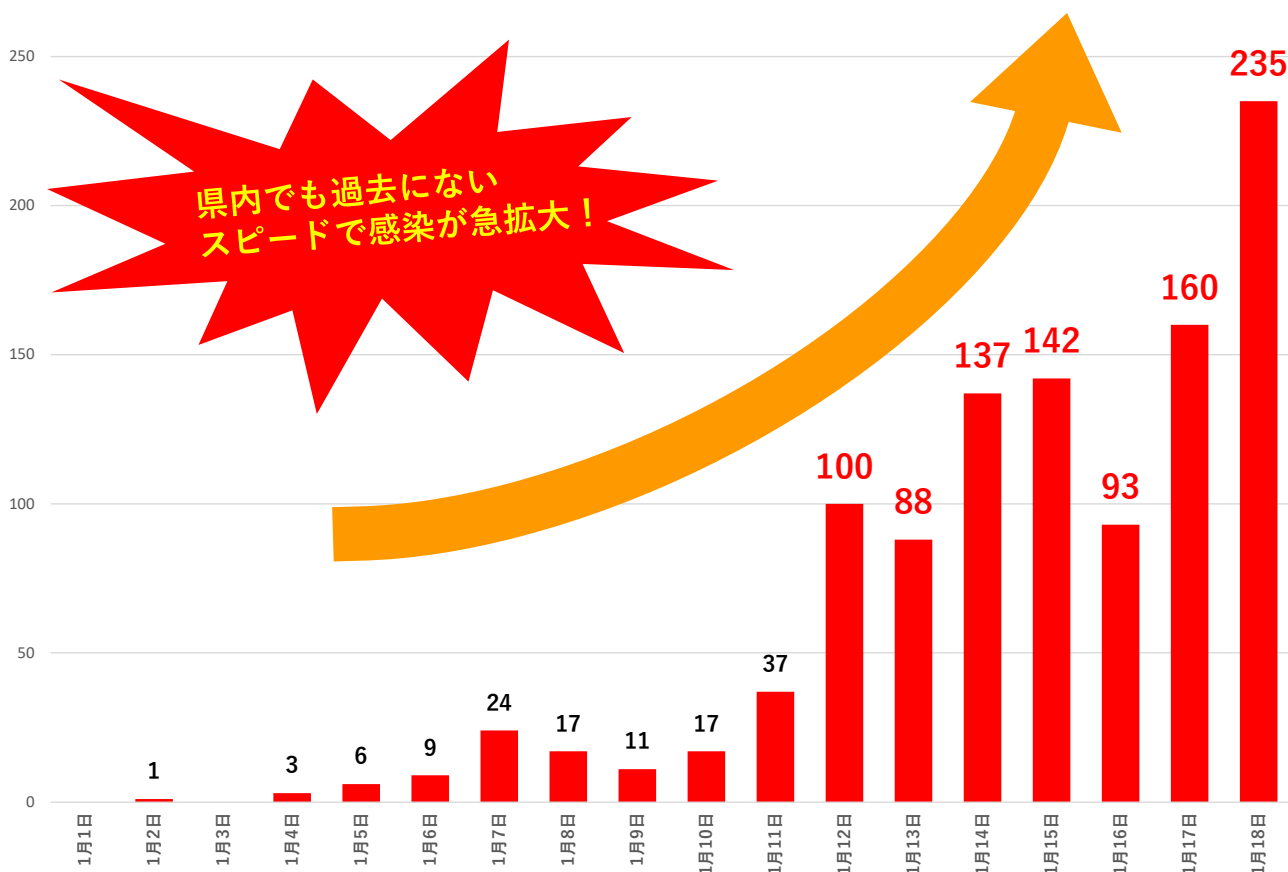
全国と県内の感染状況



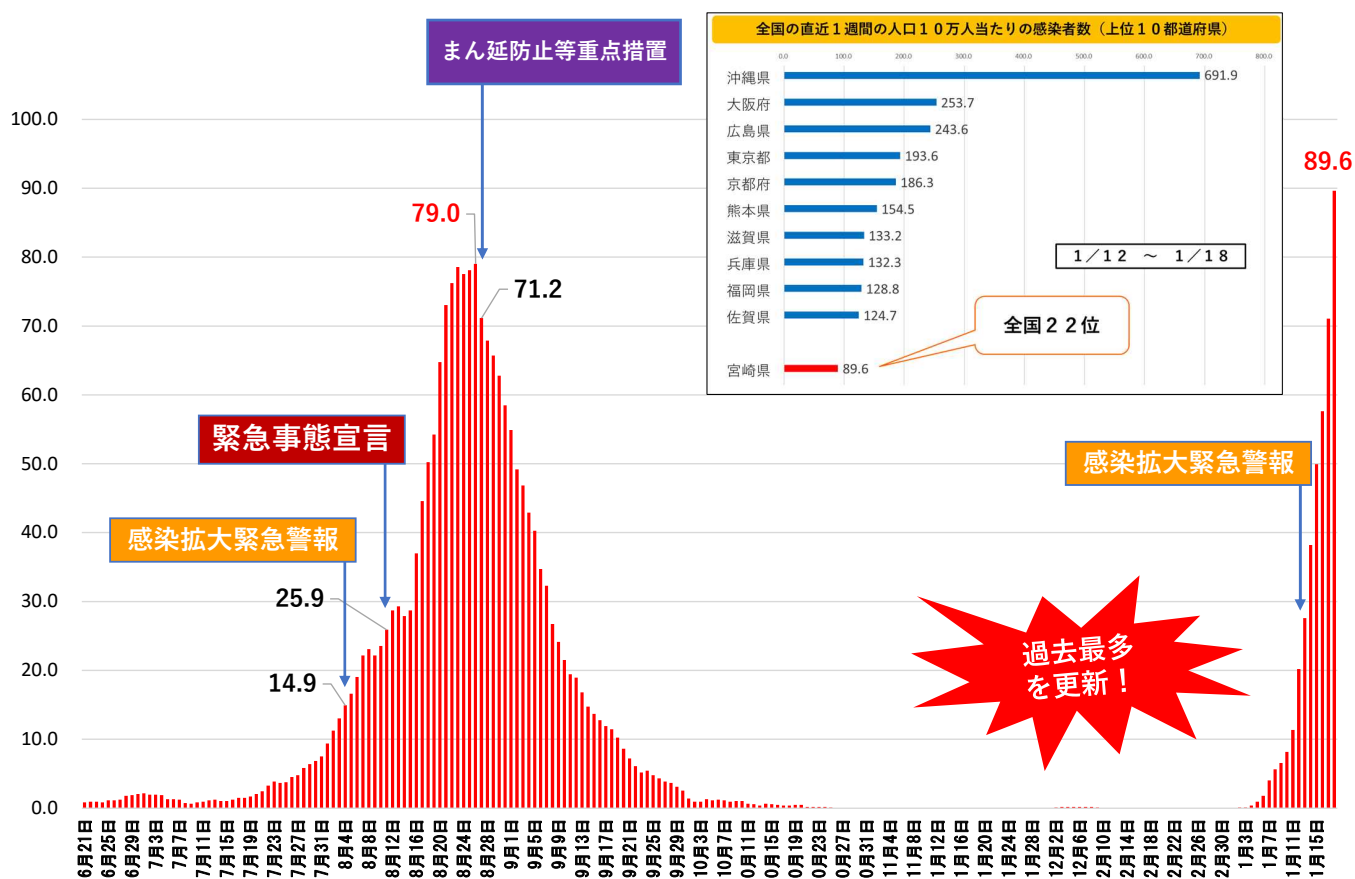
本県の1日当たりの新規感染者数



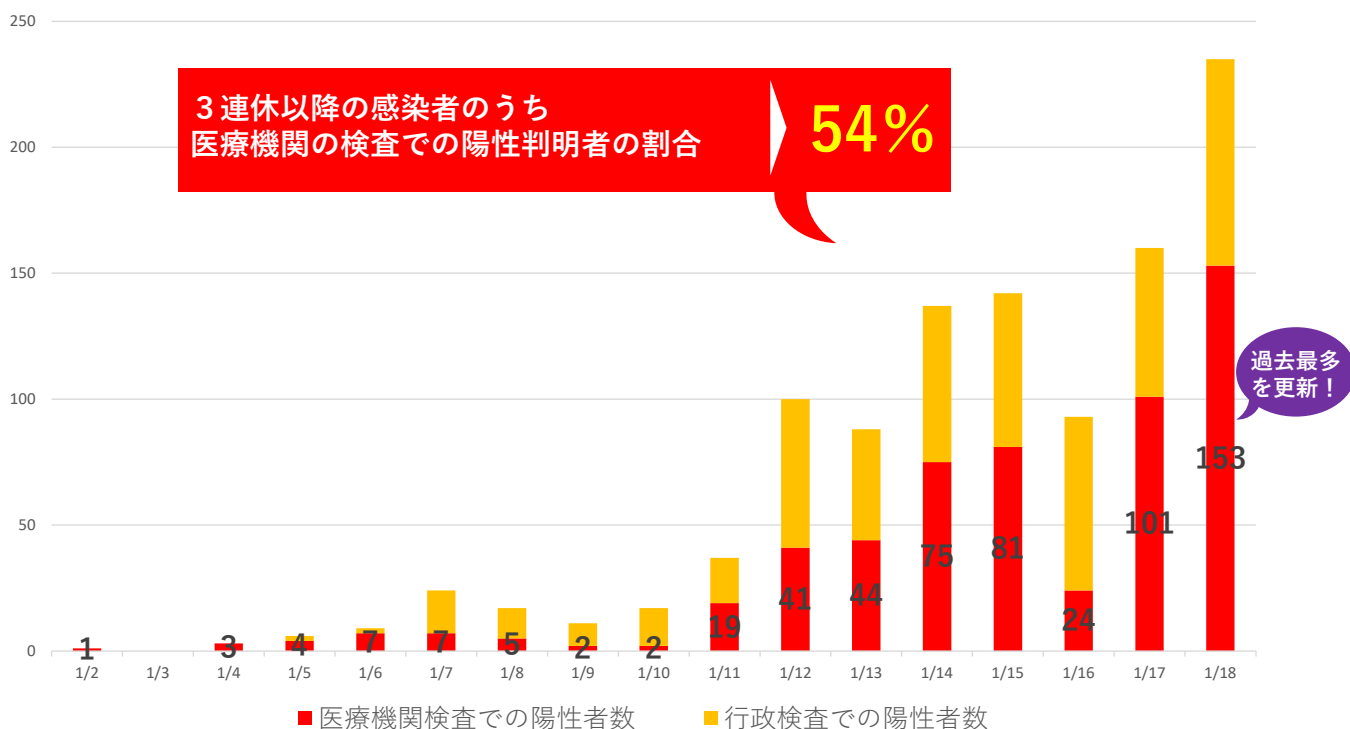
年明け以降の新規感染者数の推移



本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数

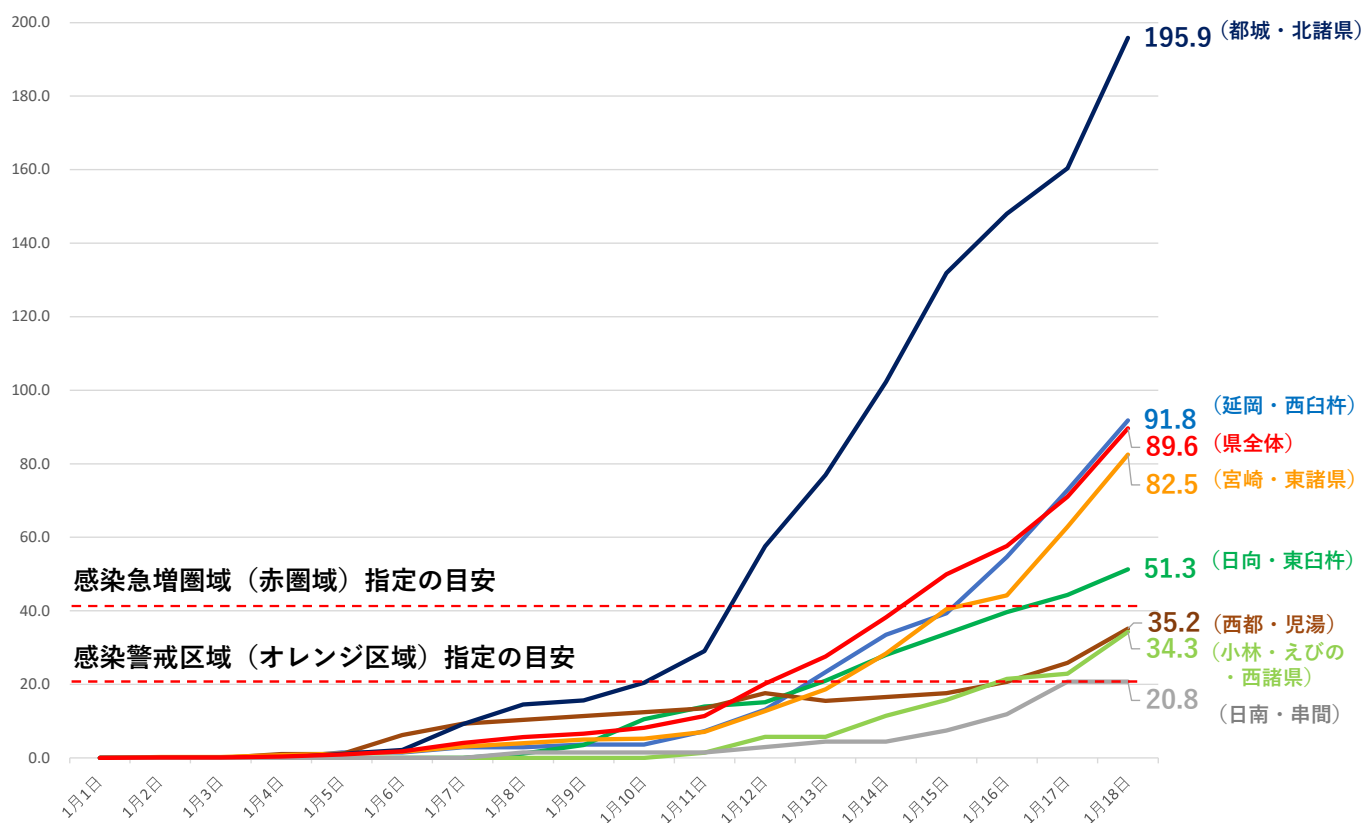


行政検査・医療機関検査での陽性者数の推移

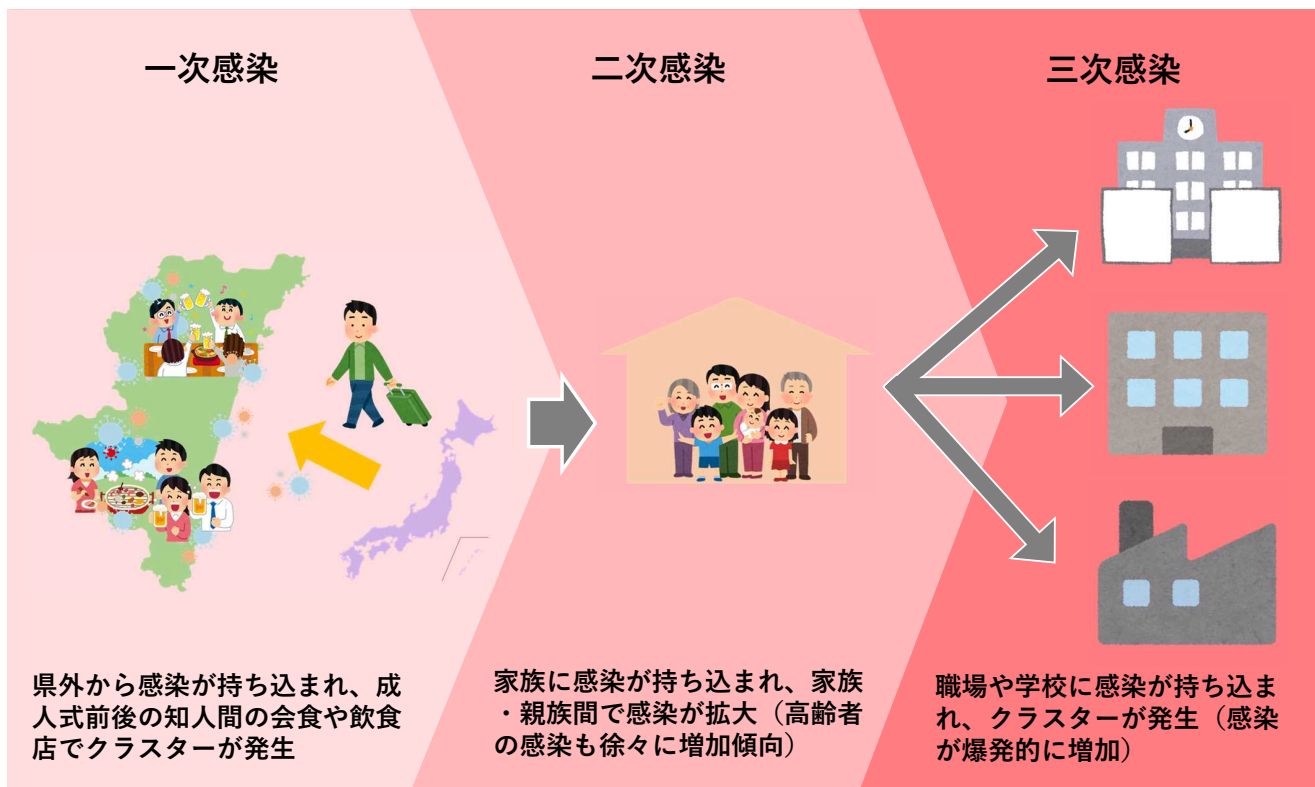


医療機関検査での陽性者数が急増！

各圏域の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)



第6波における感染の広がり（イメージ）

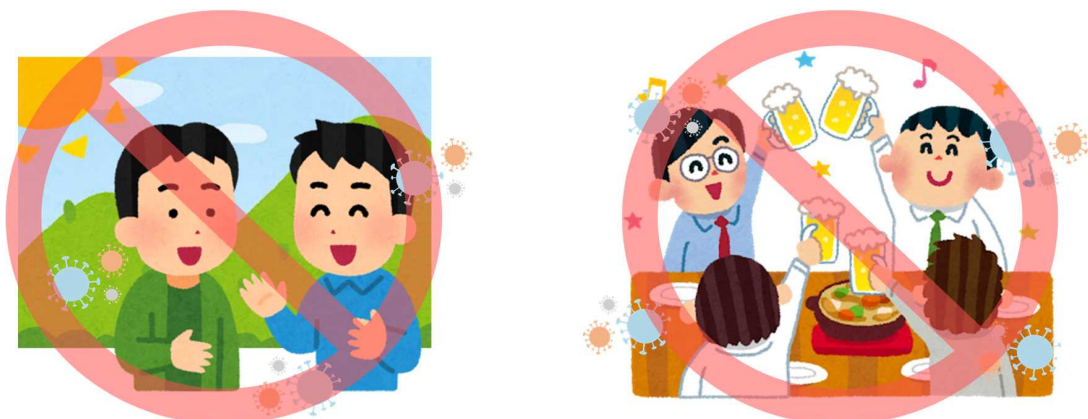


いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況！

オミクロン株の感染実例

■デルタ株を超える異次元の感染力！

知人間の会食や、屋外でのマスクを外した短時間での会話等で感染した事例も！



関係指標の状況

指 標			現状値	備 考
医療提供体制等の負荷	①病床の ひっ迫具合 (現時点での確保病床数の占有率等)	病床全体	22.1%	・1月18日時点 ・現時点での確保病床数 271床
		うち重症者用病床	0.0%	・1月18日時点 ・現時点での確保病床数 15床
		入院者数 (※)	60人	・1月18日時点
	②療養者数 (直近1週間の人口10万人当たりの療養者数)		94.4人	・1月18日時点 ・療養者数：入院者、宿泊・施設療養者、自宅療養者、入院・療養調整中の方を合わせた数
感染の状況	③PCR等陽性率		6.1%	1月6日から1月12日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)		89.6人	・1月12日から1月18日まで
	⑤感染経路不明割合		41.3%	・1月8日から1月14日まで

※ 「感染拡大緊急警報」の発令目安：入院者数35人程度

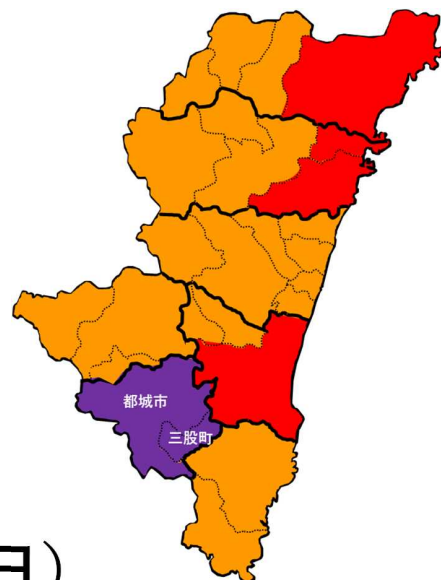
※ 「緊急事態宣言」の発令目安：入院者数70人程度

まん延防止等重点措置

【重点措置区域】 都城市、三股町

(区域指定の考え方)

県内で最も感染状況が厳しく、飲食店等で連続してクラスターが発生するなど、感染が爆発的に拡大している都城・北諸県圏域の市町を指定



【指定期間】

1月21日(金) ～ 2月13日(日)

1月21日時点

「感染拡大緊急警報」の延長について

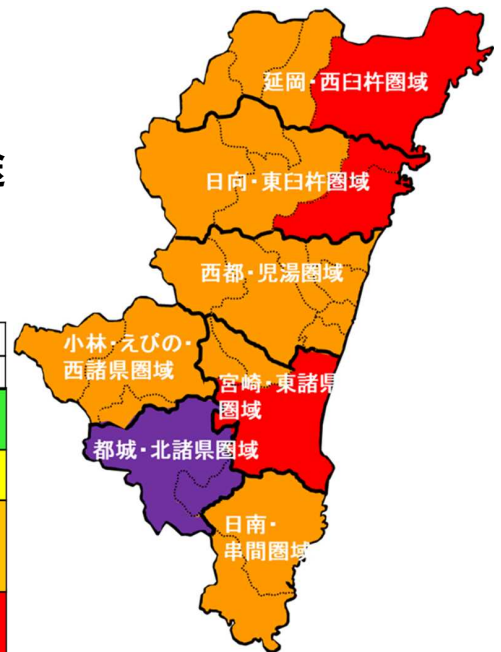
「感染拡大緊急警報」の発令期間を延長

【発令期間】

1月13日（木）～ 2月13日（日）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑 感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 オレンジ 感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（4人以下）	○国基準を準用
赤 感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（4人以下）	○国基準を準用



1月21日時点

：「まん延防止等重点措置」区域

「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	都城市、三股町
要請期間	1月21日（金）～ 2月13日（日）
外出・移動	○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛 ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※① ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛
会食※②	○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と
高齢者施設等の面会	○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）
飲食店等への要請※②	○20時までの営業時間短縮※① ○酒類提供の終日停止※①
イベント開催における制限※②	○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限
大規模集客施設等への要請	○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等）

※①

※①：特措法第31条の6第1項に基づく要請（そのほか同法第24条第9項に基づく協力の要請）

※②：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

赤圏域・オレンジ区域の行動要請について

感染状況の区分	対象地域	要請期間
感染急増圏域（赤圏域）	宮崎市、延岡市、日向市、門川町	現在の要請を 2月13日（日）まで継続
感染警戒区域（オレンジ区域）	全市町村（上記市町及び都城市、三股町を除く）	

■外出・移動の自粛

○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛

○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛

通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

■会食の制限

○一卓4人以下、2時間以内

「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限緩和は実施しない

○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

■イベント開催における制限

○会食につながる場面の制限

■高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限

○ガラス越しやオンラインでの面会を

※着色部分は「感染急増圏域（赤圏域）」にのみ要請

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

○対象地域：都城市、三股町

○対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。

○営業時間短縮等：1月21日（金）～2月13日（日）
を要請する期間（1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）

※ 協力金については、1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで
営業時間短縮に協力した場合に支給

○要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止

○協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

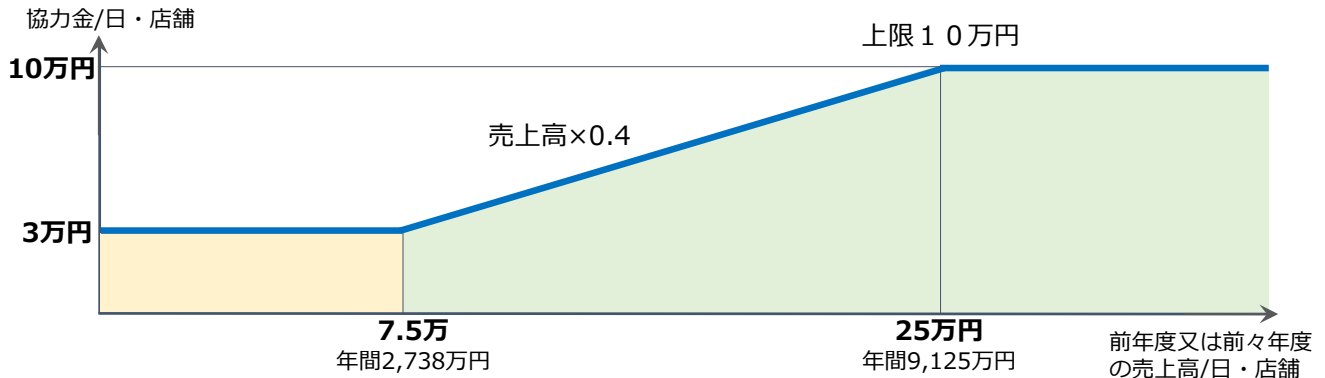
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

■要請対象：都城市、三股町内の特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等）

※新型コロナウイルス等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～ 2月13日（日）

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

※1月22日までを周知期間とする。22日までに販売が開始されたチケットは、同日までに販売されたチケットに限り、キャンセル不要とする

※「重点措置区域」及び「感染急増圏域（赤圏域）」に指定している宮崎市、都城市、延岡市、日向市、三股町、門川町は、上記の人数制限に加え、会食につながる場面（イートインコーナーやテーブルの設置等）を制限してください

事業者への要請（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～ 2月13日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

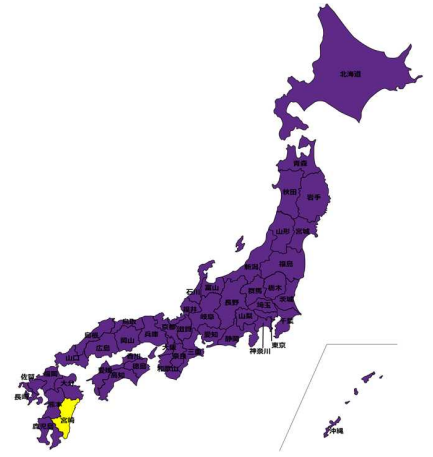
○テレワークの活用や時差出勤の促進

- ・接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進してください

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

県外からの来県について

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

医療提供体制の強化について①

1 入院受入体制の強化

■入院受入病床の確保（339床→346床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
11.25時点	128	67	64	25	17	28	10	339
1.18時点	134	66	64	27	17	28	10	346

※緊急時までの最大確保病床数：271床（うち重症者用病床15床）

■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
1.18時点	15	14	9	7	4	5	5	59

2 宿泊療養体制の強化

■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、450室→500室）

圏域	県央	県西	県北	計
11.25時点	300	90	60	450
1.18時点	337	96	67	500

医療提供体制の強化について②

3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配送体制の確保

■医師・看護師による健康観察体制の確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
1.18時点	17	7	5	5	3	3	5	45

- ・医師による電話（オンライン）診療体制を強化（県内に約60名の協力医師を確保）

■外来診療受入体制の強化

- ・各医療圏における受入体制の確保（夜間・休日を含む）

4 重症化予防の推進

■中和抗体薬投与体制の強化

- ・保健所と連携して、自宅、宿泊療養者へ中和抗体薬を投与する協力医療機関の確保（23医療機関）
- ・重症化予防センターの開設準備

■経口治療薬処方体制の構築

- ・治療薬を処方する医療機関数：37医療機関
- ・治療薬を処方する薬局数：10薬局

無料検査体制について

■本県の無料検査体制（1月18日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	抗原定性	15箇所
医療機関	抗原定性	1箇所
計		21箇所

■無料検査実施状況

- ・PCR検査センター（1/10～1/16）：5,886件（840件／日）
- ・薬局（1/10～1/16）：408件（58件／日）

■無料PCR等検査における陽性件数

- ・無料検査における陽性件数（1/10～1/16）：35件
- ※1日の最多陽性件数：13件（1/16）

オミクロン株であっても 最大限の警戒を！

- デルタ株と比較して重症化しにくい可能性が示唆
- 知見が定まっておらず、後遺症のリスクも
- 感染力が強く、二次感染、再感染のリスクも高い

→ このまま新規感染者の増加が続き、高齢者や基礎疾患を有する方に感染が波及した場合、入院者や重症者の増加に伴う医療のひっ迫や社会経済活動への甚大な影響が懸念される

社会全体で早期の感染抑制が必要！

新型コロナワクチン追加接種のスケジュールについて

追加接種については、当初、2回目接種完了から8か月以上の間隔を開けて接種する方針が示されたが、医療従事者、高齢者施設等の利用者及び従事者については、2回目からの接種間隔を6か月以上に、高齢者施設等の利用者以外の高齢者については、2月からは7か月の間隔、3月からは6か月の間隔で接種を進め、その他の一般の方にも3月から7か月の間隔で接種を進める方針に変更された。

追加接種のタイミング		R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	R4.4月
対象者	医療従事者（約6万人）	6か月間隔での接種				
	高齢者（約32万人）					
	高齢者施設等利用者（約4.5万人）		6か月間隔での接種			
	その他			7か月間隔で接種	6か月間隔での接種	
	一般（約46万人）					
	高齢者施設等従事者（約4万人）		6か月間隔での接種			
	その他				7か月間隔での接種	

ワクチン配分計画等

○国から示されたワクチンの配分計画

	12月	1月	2月	3月	4月	計	配分割合
ファイザー社	42,120	113,490		105,300	62,010	322,920	45.3%
武田／モデルナ社		1,665	194,400	79,200	114,300	389,565	54.7%
合計	42,120	115,155	194,400	184,500	176,310	712,485	－①

○追加接種対象者数（令和4年1月12日時点）

838,119人－②

○追加接種対象者数に対する4月までのワクチン配分率（①／②×100）

85.0%

県主催の大規模集団接種（追加接種）の実施（予定）

○宮崎県ワクチン追加接種センターの設置

追加接種（3回目接種）の前倒しに対応できるよう、県として大規模接種会場を開設

1 実施日時

- ・実施期間：1月22日（土）から3月27日（日）までの土日（延べ20日）
- ・運営時間：午前9時から午後5時まで

2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

※1月22日（土）、23日（日）は県庁防災庁舎1階

3 接種対象者

- ・宮崎県在住で追加接種用の接種券をお持ちの満18歳以上の方
※2回目接種完了から所定の接種間隔の経過が必要
- ・延べ18,000名程度（1月は500名／日程度、2月以降は1,000名／日程度）

4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社製ワクチン

5 予約方法

原則、県ホームページ内専用予約サイトにて受付